

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第 51号）（文化市民局地域自治推進室）

次の表に掲げる特定非営利活動法人について、京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定による継続の申出がなかったため、地方税法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金から除外することとしました。

名 称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人劇研	京都市左京区田中西春菜町7番地の2在り5号室

この条例は、令和6年6月2日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 51号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人劇研の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年6月2日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)